

京都市告示第5 2 3号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例第3条ただし書の規定に基づき、京都市子育て支援総合センターこどもみらい館に置く子育て図書館を次のとおり臨時に休館します。

令和7年12月8日

京都市長 松井 孝治

休館する日 令和8年2月2日（月）及び令和8年2月4日（水）から同月6日（金）まで

（京都市子育て支援総合センターこどもみらい館）